通知書番号：市賦発43101号17
発行年月日：令和4年6月10日

111-1111
森森森森県森森森森郡森森森森村森森森森森
小学森森１丁目１００番地１１７号森森森森
中央マンションＡＡＡ棟１００号室森森森森
あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと
とてつちたそせすしさこけくきかおえういあ 様方

あいうえおかきくけこさしすせそた 様
対象者 あいうえおかきくけこさしす 様
(11111111)

## この通知の対象者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 被保険者氏名 | 広域　太郎 | 被保険者番号 | 00000001 |
| 性別 | 男 | 生年月日 | 昭和10年 7月 10日 |
| 住所 | 東西市３－７－１　東西マンション３号棟７０５号室 | | |

## 令和 XX 年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書

東西県後期高齢者医療広域連合長　東西 東西太郎

令和4年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定（変更）しましたので通知します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 決定年月日 | 令和4年 6月 8日 | ⑮保険料額 | 196,580 円 |
| 決定(変更)理由 | 保険料額を決定しました。 | | |

※保険料額は、東西県広域高齢者医療広域連合内においての保険料額です。このため東西県内で転居された方は原則として複数の自治体にお支払いいただくことになります。

## 保険料計算の内訳（計算方法は裏面をご覧ください）

| ❶保険料計算のもととなる所得 | ❷所得割率 | ❸所得割額（❶×❷） | ❹均等割額 | ❺算出額（❸＋❹） | ❻限度額を超える額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2,348,785 円 | 7.47 % | 175,454 円 | 21,131 円 | 196,585 円 | 0 円 |

| ❼所得割軽減額 | 均等割軽減割合 | ❽均等割軽減額 | ❾年間保険料額（❺-❻-❼-❽） | 月数 | ❿月割減額 | ⓯保険料額 ※（❾＋⓭-❿-⓮） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 円 | － | 0 円 | 196,585 円 | 12ヶ月 | 0 円 | 196,580 円 |

※1円未満切捨て

後期高齢者医療制度加入日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、加入月から2年を経過する月までの間、右上に表示される金額（⓫～⓮）が本年度分の保険料計算の内訳に含まれます。

| ⓫所得割軽減額 | 均等割軽減割合 | ⓬均等割軽減額 | ⓭年間保険料額（⓫-⓬） | 月数 | ⓮月割減額 |
|---|---|---|---|---|---|
| － | － | － | － | － | － |

## 令和 XX 年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 特別 徴収 開始通知書

東西市長　東西 太郎

令和4年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収することに決定しましたので通知します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 徴収決定年月日 | 令和4年 6月 10日 | 自治体に納付する保険料額（A） | 196,580 円 |
| 決定(変更)理由 | 保険料の月額を決定しました。 | | |

あなた様の納付方法は下記のとおりです。

| | |
|---|---|
| 納付方法 | 年金からの支払い |
| 徴収義務のある者 | 全国市町村職員共済組合連合会 |
| 対象の年金 | 老齢年金 |

## 毎期ごとのお支払い金額（年金からのお支払い）

| 4月（1期） | 6月（2期） | 8月（3期） | 10月（4期） | 12月（5期） | 2月（6期） | A 合計額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 32,765 円 | 32,763 円 | 32,763 円 | 32,763 円 | 32,763 円 | 32,763 円 | 196,580 円 |

◆世帯の構成や所得に変更が無い場合、翌年度の仮徴収額は6期の金額と同額です。（仮徴収額…4/6/8 月に仮で引き落とす予定の額を指します。）

裏面へつづく →

## 保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び 4XXX 後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、2X2X 年 2X 月 2X 日現在の後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。

保険料の計算方法は以下のとおりです。
所得割額＝負荷のもととなる所得金額（※1）× 所得割率（5XXXX ／ 100）
均等割額＝7XXXXXX 円
確定年保険料［2X 万円を限度とする］

なお、2X2X 年 4 月 1 日以降に保険料の納付義務が発生又は消滅したときは月割りにて計算します。
※1 負荷のもととなる所得金額＝2X2X 年中の所得－33 万円

### ◇所得が低い方に対する軽減

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額が以下のいずれかに該当する場合、均等割額から次の額が軽減されます。
33 万円以下 ・・・

通知書番号：市賦発43101号17
発行年月日：令和4年6月10日

111-1111
森森森森県森森森森郡森森森森村森森森森森
小学森森１丁目１００番地１１７号森森森森
中央マンションＡＡＡ棟１００号室森森森森
あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと
とてつちたそせすしさこけくきかおえういあ 様方

あいうえおかきくけこさしすせそた 様
対象者 あいうえおかきくけこさしす 様
(11111111)

## この通知の対象者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 被保険者氏名 | 広域　太郎 | 被保険者番号 | 00000001 |
| 性別 | 男 | 生年月日 | 昭和10年 7月 10日 |
| 住所 | 東西市３－７－１　東西マンション３号棟７０５号室 | | |

## 令和 XX 年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書

東西県後期高齢者医療広域連合長　東西 東西太郎

令和4年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定（変更）しましたので通知します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 決定年月日 | 令和4年 6月 8日 | ⑮ 保険料額 | 6,300 円 |
| 決定(変更)理由 | 保険料額を決定しました。 | | |

※保険料額は、東西県広域高齢者医療広域連合内においての保険料額です。このため東西県内で転居された方は原則として複数の自治体にお支払いいただくことになります。

## 保険料計算の内訳（計算方法は裏面をご覧ください）

| ❶保険料計算のもととなる所得 | ❷所得割率 | ❸所得割額（❶×❷） | ❹均等割額 | ❺算出額（❸＋❹） | ❻限度額を超える額 |
|---|---|---|---|---|---|
| － | － | － | 21,000 円 | 21,000 円 | 0 円 |

| ❼所得割軽減額 | 均等割軽減割合 | ❽均等割軽減額 | ❾年間保険料額（❺-❻-❼-❽） | 月数 | ❿月割減額 | ⓯保険料額※（❾＋⓭-❿-⓮） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 円 | 7 割 | 14,700 円 | 6,300 円 | 9ヶ月 | 0 円 | 6,300 円 |

※100円未満切捨て

後期高齢者医療制度加入日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、加入月から2年を経過する月までの間、右上に表示される金額（⓫～⓮）が本年度分の保険料計算の内訳に含まれます。

| ⓫均等割額 | 均等割軽減割合 | ⓬均等割軽減額 | ⓭年間保険料額（⓫-⓬） | 月数 | ⓮月割減額 |
|---|---|---|---|---|---|
| － | 7 割 | － | － | 3ヶ月 | － |

## 令和 XX 年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 普通 徴収 開始通知書

東西市長　東西 太郎

令和4年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収することに決定しましたので通知します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 徴収決定年月日 | 令和4年 6月 10日 | 自治体に納付する保険料額（B） | 6,300 円 |
| 決定(変更)理由 | 保険料の月額を決定しました | | |

あなた様の納付方法は下記のとおりです。

| | |
|---|---|
| 納付方法 | 口座振替(期別引落) |
| 口座情報 | 金融機関/支店名 東西 銀行 / 東西 支店<br>口座番号 1234＊＊＊　口座名義人 ﾄｳｻﾞｲ ﾀﾛｳ |

◆口座情報は、通知日（令和４年６月10日）時点にご登録のある口座を記載しています。また、口座名義人は先頭から20文字を記載しています。

## 毎月のお支払い金額と期限（銀行口座からのお支払い）

| | 9月(3期) | 10月(4期) | 11月(5期) | 12月(6期) | 1月(7期) |
|---|---|---|---|---|---|
| 納期限 | 9月30日 | 10月31日 | 11月30日 | 12月29日 | 1月31日 |
| 決定額 | 900 円 | 900 円 | 900 円 | 900 円 | 900 円 |

| | 2月(8期) | 3月(9期) | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 納期限 | 2月28日 | 3月31日 | | | |
| 決定額 | 900 円 | 900 円 | | | |

| | | | | | B 合計額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 納期限 | | | | | |
| 決定額 | | | | | 6,300 円 |

・納期限は各月末日です。（金融機関が休みのときは、翌営業日）。なお、口座振替は納期限が引落し日になります。
・「過年」の記載がある場合は、お支払いいただく年度が過ぎて保険料が決定した分です。

裏面へつづく →

## 保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び 4XXX 後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、2X2X 年 2X 月 2X 日現在の後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。

保険料の計算方法は以下のとおりです。
所得割額＝負荷のもととなる所得金額（※1）× 所得割率（5XXXX ／ 100）
均等割額＝7XXXXXX 円
確定年保険料［2X 万円を限度とする］

なお、2X2X 年 4 月 1 日以降に保険料の納付義務が発生又は消滅したときは月割りにて計算します。
※1 負荷のもととなる所得金額＝2X2X 年中の所得－33 万円

### ◇所得が低い方に対する軽減

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額が以下のいずれかに該当する場合、均等割額から次の額が軽減されます。
33 万円以下 ・・・